

## 広報部運営規程

平成19年4月1日制定

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織運営規程第12条及び第15条の規定に基づき、広報部の運営について定める。

(目的)

第2条 広報部は、会の組織活動、学術活動を広報誌及びウェブサイトを利用し、広く本会の広報活動を推進する。

(事業)

第3条 広報部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 広報誌の編集、発刊に関する事業
- (2) 学術誌の編集、発行に関する事業
- (3) 編集委員会に関する事業
- (4) 内外文献に関する事業
- (5) その他刊行物に関する事業
- (6) 会のウェブサイトに関する事業

(構成)

第4条 広報部は、次の部員をもって構成する。

- (1) 広報部長（広報担当常務理事） 1名
- (2) 広報副部長（理事） 1名
- (3) 広報部員 若干名

(職務)

第5条 部員は、広報部の職務を遂行するために、次の職務を行なう。

- (1) 広報部長は、広報部を代表し事業を統括する。
- (2) 広報副部長は、広報部長を補佐する。
- (3) 広報部員は、関連部門と連携して広報誌発行のための活動を行なう。
- (4) 情報システム委員会と連携してウェブサイト運営を円滑に推進する。

(任期)

第6条 部員の任期は2年とする。

2 部員は再任されることができる。ただし、再任は通算3期までとする。

(選任及び解任)

第7条 広報部長は、常務理事の中から会長が指名する。

2 広報副部長は、理事の中から広報部長が任命する。

3 広報部員は、理事会において役員を除く正会員より選出し、会長が委嘱する。

4 広報部長及び広報副部長が次の各号のいずれかに該当する場合、会長はこれを解任することができる。

- (1) 心身の障害のために職務の執行に堪えないと認めたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

5 広報部員は、前項各号のいずれかに該当する場合、理事会において全理事の3分の2以上の議決により解任することができる。

(会議)

第8条 広報部は、第3条の事業を行うため、必要に応じ広報部会を開催する。

2 構成員は、第4条に定める部員その他、広報部長が必要と認めた者とする。

3 各部員は、必要に応じて、部員以外の正会員の出席を求めることができる。

4 広報部会は広報部長が招集し、議長となる。

- 5 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により構成員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は構成員全員の同意がある場合はこの限りでない。
- 6 広報部会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 7 広報部会の議決は、出席した部員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 8 部員の代理は認めない。
- 9 その他、広報部会の運営につき必要な事項は、理事会において定める。

(常務理事会の承認)

第9条 広報部長は、事業の運営について審議決定をしたものにつき、常務理事会に報告してその承認を得なければならない。

(簡易掲載物および出版物の種類)

第10条 簡易掲載物および出版物は、次に定めるほか、理事会が必要と認めたものとする。

- (1) 広臨技速報 (以下「速報」という)

「Hiroshima Association of Medical Technologists」(簡易掲載物)

- (2) 広島県臨床検査技師会報 (以下「会報」という)

「The Bulletin of Hiroshima Association of Medical Technologists」(出版物)

- (3) 広島県臨床検査技師会誌「広島臨床検査」

「The Hiroshima Journal of Medical Laboratory Technology」(出版物)

(簡易掲載物発行の基準)

第11条 速報は、広報部員が編集し、PDF版として会が月1回掲載し、ウェブサイトからダウンロード可能とする。

(出版物発行の基準)

第12条 会報は、広報部員が編集し、会が年1回以上発行するものとする。

2 本会は、論文を掲載する学術誌として広島県臨床検査技師会誌「広島臨床検査」(以下「広島臨床検査」という)を発行する。

(ウェブサイトの運営)

第13条 ウェブサイトの運営は情報システム委員会規約に準ずる。

(規程の変更等)

第14条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この規程を変更するには、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この規程は平成19年4月1日から施行する。

平成24年4月1日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

平成30年4月12日 一部改正